

居宅介護支援事業所

セルフチェック表

(よりよい事業所を目指して・・・)

記入年月日 平成 年 月 日

事業所名

事業所番号

記入者名

職名

氏名

連絡先電話番号

区 分		評 価 項 目	評価区分及び得点		
人 員 基 準	介護支援 専門員	常勤の介護支援専門員を1人以上置いているか。	いる 2	いない	人員基準 合計得点 / 12
		常勤の介護支援専門員は、介護保険施設の常勤の介護支援専門員とは別に配置しているか。	いる 2	いない	
		介護支援専門員は、利用者の数50人ごとに1人以上配置するよう努めているか	いる 2	いない	
		事業所の営業時間中に、介護支援専門員が不在になる場合にあっても、利用者が、適切に連絡が取れる体制を取っているか。	いる 2	いない	
	管理者	常勤の管理者を置いているか。	いる 2	いない	
		管理者は、介護保険施設の常勤の介護支援専門員とは別に配置しているか。	いる 2	いない	
運 営 基 準	内容及び 手続きの 説明及び 同意	サービスの提供の開始に際し、利用者又は家族に重要事項を記した文書を交付して説明を行い、提供の開始について同意を得ているか。	いる 1	いない	
		重要事項説明書には以下の内容が盛り込まれているか。			
		運営規程の概要	いる 1	いない	
		介護支援専門員の勤務の体制	いる 1	いない	
		秘密の保持	いる 1	いない	
		事故発生時の対応	いる 1	いない	
		苦情処理の体制など	いる 1	いない	
		サービス提供開始に際し、居宅サービス計画が利用者の希望を基礎として作成されるものであることを説明し、理解を得ているか。	いる 1	いない	
	電磁的方 法による サービスの 提供	利用申込者又は、その家族からの申出があった場合に、文書による交付に代えて電子情報処理組織を使用する方法等で、情報提供することができるか。また、利用申込者又は、その家族がファイルの記録を出力することによる文書を作成することができるものになっているか	いる 1	いない	
		電磁的方法で重要事項の情報を提供する場合は、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、用いる電磁的方法の種類及び内容を示して文書又は電磁的方法による承諾を得ているか。	いる 1	いない	
	提供拒否の 禁止	正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んでいないか。	いる	いない 1	
	サービス提 供困難時の 対応	自ら適切なサービスの提供が困難な場合に、他の居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じているか	いる 1	いない	
受給資格等 の確認	被保険者証により、受給資格等を確認しているか	いる 1	いない		

区分		評価項目	評価区分及び得点		
運 営 基 準	要介護認定の申請等に係る援助	利用者の意思を踏まえ必要な協力を行っているか	いる 1	いない	
		利用開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者について必要な援助を行っているか。	いる 1	いない	
	身分を証する書類の携行	介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者等から求められたときは提示しているか。	いる 1	いない	
		身分証明書には、事業所の名称、介護支援専門員の氏名が記載されているか。	いる 1	いない	
		介護支援専門員は、身分を証する書類に併せて携帯用介護支援専門員登録証明書を携行しているか。	いる 1	いない	
	利用料等の受領	運営規程に定めた交通費(利用者の居宅が通常の実施地域以外の地域の場合)以外の支払いを利用者から受けていないか。	いる	いない 1	
		上記の額(交通費)に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者等にサービスの内容や費用について説明し、同意を得ているか。	いる 1	いない	
		サービスの提供に要した費用の支払いを受けた際、領収書を交付しているか。	いる 1	いない	
	保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しない指定居宅介護支援に係る利用料の支払いを受けた場合は、指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しているか。	いる 1	いない	
	医療サービスとの連携	利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するとともに医療サービスとの十分な連携をとっているか。	いる 1	いない	
	居宅介護支援の質の評価	自ら提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	いる 1	いない	
	居宅介護支援の具体的な取扱方針	管理者は、介護支援専門員以外の者に居宅サービス計画の作成に関する業務(アセスメント・ケアプラン作成・利用者等へのケアプラン説明と利用票での同意確認・モニタリング等)を担当させていないか。	いる	いない 1	
介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、当該地域におけるサービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者や家族に提供して、利用者サービスの選択を求めているか。		いる 1	いない		

区分		評価項目	評価区分及び得点			
運 営 基 準	居 宅 介 護 支 援 の 具 体 的 取 扱 方 針	特定のサービス事業者に不当に偏った情報の提供をしていないか。	い る	いない	1	
		利用者の選択を求めることなく、同一の事業主体のサービスのみによる計画原案を最初から提示していないか。	い る	いない	1	
		介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、課題分析標準項目により利用者が抱える問題点等を明らかにし、解決すべき課題を把握しているか。	い る	1	いない	
		介護支援専門員は、課題の把握に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者や家族に面接して行っているか。	い る	1	いない	
		介護支援専門員は、利用者や家族の希望及び把握した課題に基づき、居宅サービス計画の原案を作成しているか。	い る	1	いない	
		居宅サービス計画に訪問介護のうち家事援助中心型を位置付けている場合の理由は適切か。(利用者が独居か、同居家族等が障害・疾病等である場合及びその他同様のやむを得ない事情がある場合に、家事援助中心型訪問介護を位置付けることができる。)	適	1	不適	
		介護支援専門員は、サービス担当者会議を適宜開催しているか。また、担当者に対する照会等により担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。	い る	1	いない	
		サービス担当者会議を開催しない場合においても、サービス提供事業者に対し居宅サービス計画の内容について情報提供を行っているか。	い る	1	いない	
		介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けたサービス等について保険給付の対象となるか否かを区分した上で、内容や利用料等について利用者や家族に説明し、文書により利用者の同意(利用票へに署名又は押印)を得ているか。	い る	1	いない	
		介護支援専門員は、計画作成後においても、サービスの実施状況や利用者についての課題の把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更等を行っているか。	い る	1	いない	
介護支援専門員は、利用者が、その居宅での生活が困難になったと認める場合又は利用者が希望する場合は、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行っているか。	い る	1	いない			
介護支援専門員は、介護保険施設への紹介等を行う場合には、介護保険施設の医療機能等がそれぞれ異なることに鑑み、主治医の意見を求めているか。	い る	1	いない			

区分		評価項目	評価区分及び得点		
運 営 基 準	居 宅 介 護 支 援 の 具 体 的 取 扱 方 針	介護支援専門員は、介護保険施設から退院・退所しようとする要介護者等から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ居宅サービス計画の作成等の援助を行っているか。	いる 1	いない	
		介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師(主治の医師等)の意見を求めているか。	いる 1	いない	
		介護支援専門員は、主治の医師等が、居宅サービス計画の内容について情報提供を求めている場合で、利用者の同意を得ているときは主治の医師等に対し情報提供を行っているか。	いる 1	いない	
		介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーションの医療サービスを位置付ける場合にあっては、主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行っているか。	いる 1	いない	
		介護支援専門員は、医療サービス以外のサービスを位置付ける場合、当該サービスに係る主治の医師の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行っているか。	いる 1	いない	
		介護支援専門員は、利用者の心身の状況等から特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活(療養)介護を利用する日数が要介護認定有効期間の概ね半数を超えないようにしているか。	いる 1	いない	
		介護支援専門員は、利用者の被保険者証に、認定審査会意見又は市町村による指定に係る居宅サービスの種類についての記載がある場合には、利用者の理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しているか。	いる 1	いない	
		介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成、変更に際しては、厚生大臣の定めた基本方針による参酌すべき標準を基礎として、算定された要介護者1人当たりのサービス量との均衡を勘案しているか。	いる 1	いない	
		介護支援専門員は、利用者の日常生活全般を支援する観点から、保険給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス等も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めているか。	いる 1	いない	
		介護支援専門員は、居宅介護支援のサービスの提供に当たっては、利用者や家族に対して、サービス提供方法について、わかりやすく説明しているか。	いる 1	いない	

区 分		評 価 項 目	評価区分及び得点		
運 営 基 準	利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付	利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他利用者からの申出があった場合には、利用者に対し直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。	いる 1	いない	
	管理者の責務	管理者は、当該事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理一元的に行っているか。	いる 1	いない	
		管理者は従業者に運営に関する基準を遵守させるため、必要な指揮命令を行っているか。	いる 1	いない	
	運営規程	運営規程には下記の内容が定められているか。			
		事業の目的及び運営の方針	いる 1	いない	
		職員の職種、員数及び職務内容	いる 1	いない	
		営業日及び営業時間	いる 1	いない	
		指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用者その他の費用の額	いる 1	いない	
	勤務体制の確保	通常の事業の実施地域	いる 1	いない	
		月ごとの勤務表を作成し、介護支援専門員については、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との勤務関係を明確にしているか。	いる 1	いない	
	従業者の健康管理	介護支援専門員の資質向上のために、研修の機会を確保しているか。	いる 1	いない	
		介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。	いる 1	いない	
	掲示	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務体制その他の重要事項を掲示しているか。	いる 1	いない	
	秘密保持	介護支援専門員その他の従業者及び従業者であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じているか。	いる 1	いない	
		サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ているか。	いる 1	いない	
広告	広告内容が虚偽又は誇大なものになっていないか。	いる	いない 1		

区 分		評 価 項 目	評価区分及び得点			
運 営 基 準	居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止	介護支援専門員は、利用者に対して特定のサービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていないか。	いる	いない	1	
		利用者に対して、特定の居宅サービス事業者等を利用させることの対価として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	いる	いない	1	
	苦情処理	苦情に対し、迅速かつ適切に対応しているか。	いる	2	いない	
		相談窓口の連絡先、苦情処理の体制等を利用者に知らせるとともに、事業所に掲示しているか。	いる	1	いない	
		自らが、居宅サービス計画に位置付けた指定サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して、利用者に対し必要な援助を行っているか。	いる	1	いない	
	事故発生時の対応	指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	いる	1	いない	
		賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	いる	1	いない	
		事故が生じた際には、再発生を防ぐための対策を講じているか。	いる	2	いない	
	会計の区分	事業所ごとに経理を区分し、また指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しているか。	いる	1	いない	
	記録の整備	次の記録を整備しているか。				
		従業員に関する記録	いる	1	いない	
		設備、備品に関する記録	いる	1	いない	
		会計に関する記録	いる	1	いない	
		次の記録を整備し、完結の日から2年間保存しているか。				
指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録		いる	1	いない		
個々の利用者ごとに次の事項を編綴した居宅介護支援台帳		いる	1	いない		
・課題分析		いる	1	いない		
・居宅サービス計画	いる	1	いない			
・サービス担当者会議等記録	いる	1	いない			
・居宅サービス計画作成後の継続したサービス実施状況等の把握の記録	いる	1	いない			
・基準第16条に係る市町村への通知に係る記録	いる	1	いない			

区 分		評 価 項 目	評価区分及び得点		
運 営 基 準	変更の届出等	変更届事項について、変更があった時は10日以内に届出を出しているか。 変更届出事項：事業所の名称及び所在地、申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所・申請者の定款・寄付行為等及びその登記簿の謄本又は条例等、事業所の平面図、事業所の管理者の氏名・経歴及び住所、運営規程、当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス計画費の請求に関する事項	いる 1	いない	運営基準 合計得点 / 86
	介護支援専門員給付費の算定及び取扱い	利用者が月を通じて痴呆対応型共同生活介護又は特定施設入所者生活介護を受けている場合に、当該月について、居宅介護支援費を算定していないか。 利用者が月の途中で居宅介護支援事業所を変更した場合(他の市町村に転出した場合を除く)に、当該月について、居宅介護支援費を算定していないか。	いる	いない 1	
設 備 基 準	設備・備品等	事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、必要な設備及び備品等を備えているか。	いる 1	いない	設備基準 合計得点 / 2
		専用の事務室又は区画については、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースが確保されているか。	いる 1	いない	
			合計得点		/ 100
		Aランク90点以上 Bランク70点以上 Cランク70点未満	評価区分	A B C	

* 評価上の留意点

評価項目のうち、具体的ケースのないものについては、事業所において、その体制が整えられているかどうかの観点で、評価するものとする。

なお、その際には、空欄に「体制あり」と記入すること。